

【消防救急無線のデジタル化とは】

消防救急デジタル無線システムの整備とは、通信方式をこれまでのアナログ方式からデジタル方式に移行（デジタル化）した消防救急無線システムを整備するものです。

平成6年の旧郵政省電気通信技術審議会答申以降、各関係機関で検討が行われ、平成15年10月に電波法関係審査基準が改訂されました。この改定により消防用としてデジタル方式が規定されるとともに、150MHz帯アナログ方式の使用期限が平成28年5月31日までとなりました。

デジタル化によりチャンネル数が増加し、事案別（救急、火災等）にチャンネルの区別が可能になる、通信内容の傍受を防げるなどのほか、消防活動の高度化の観点から車両の効果的運用、支援情報の高度化、情報伝達の確実化が容易に行えるなどのメリットが見込まれます。

一方で、市町村は、現在使用しているアナログシステムを破棄しなければならず、デジタル化への移行には無線機器の全面的な更新や通信指令台等の整備などに多額の費用を要するため、市町村の負担はかなり大きなものとなってくることが予想されます。

【消防指令業務の共同運用とは】

「消防指令業務の共同運用」とは、複数の消防本部における消防指令業務を1カ所の指令センターにおいて共同で運用することを意味します。

指令センターのシステムの構築を一本化することにより、施設整備や維持管理費などに要する経費の節減が見込まれます。

平17.7.15の国の通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」によれば、消防救急無線の広域化・共同化は、デジタル化費用の節減と消防の広域的活動への対応の両面で有効なものであると結論付けられています。

さらに、同通知で消防本部の広域再編との関係では、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用を含めた広域再編の推進方法について改めて方針を示すとしており、その後、平成18年に広域再編の推進方法について、消防組織法を改正し消防の広域化を進めることを打ち出しています。

【消防指令業務の共同整備・運用と広域化について】

平成 18 年の消防組織法の一部改正により、消防の広域化が進められることになりましたが、消防本部自体が広域化する場合には、消防指令業務も 1 カ所に集約されるのが自然です。

指令センターの対象地域もそれに伴って本部全体の管轄に広がることとなります。消防指令業務の共同運用の場合は、消防の広域化の場合とは異なり、それぞれの消防本部が、その管轄区域内の消防責任を負い、部隊運用の方法も消防本部ごとに異なることから、消防力の効率的運用という観点に立てば、消防本部が十分な大きさになるよう消防の広域化を検討する必要があると言われてしています。

消防の広域化、消防指令業務の共同運用については、消防救急力の向上による住民サービスの向上、消防業務の効率化、消防指令業務の 1 カ所への集約等による消防救急デジタル無線システムの整備に伴う事業費の削減及び市町の負担の軽減を目的に広域連携として取組みがされています。

2 市 1 町（三島市、裾野市、長泉町）では、県のデジタル化計画（基本設計平成 23 年度、実施設計平成 24 年度）において、平成 24 年 4 月中にデジタル無線の運用方式、5 月中に通信指令センターの位置等を報告しなければならないことから、消防指令業務の共同運用によりデジタル無線システム共同整備に取り組むことを前提に協議を進め、併せて、消防の広域化についても検討・研究していくこととしました。